

スチューデントサポーター設置要綱

埼玉県教育局県立学校部生徒指導課

第1 趣 旨

いじめ・不登校等、児童生徒の生徒指導上の諸課題への対応の重要性に鑑み、相談室や保健室などに登校する児童生徒や市町村の教育支援センター（適応指導教室）等へ通級する児童生徒に対応するため、心理学・社会福祉学等を履修する学生や教員を志望する学生をボランティア（以下「スチューデントサポーター」という。）として派遣し、もって児童生徒への支援の充実を図る。

第2 派遣条件

- 1 教員、相談員、スクールカウンセラーの補助としての活用とすること。
- 2 児童生徒を対象としての活用とすること。
- 3 できる限り、学生が居住する市町村や通学経路上の市町村の教育委員会等への派遣とすること。
- 4 派遣期間は、派遣決定日から当該年度の末日までとすること。
- 5 その他、埼玉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が認める事項とすること。

第3 活用手続

- 1 スチューデントサポーターとして配置する者は、当該大学等の推薦を受け、県教育委員会が決定し、市町村教育委員会等に派遣する。
- 2 市町村教育委員会等は、派遣されたスチューデントサポーターに委嘱状を交付し、その所管する学校や教育支援センター（適応指導教室）等に配置する。
- 3 スチューデントサポーターを活用しようとする市町村教育委員会等は、派遣を希望する学生に対し、事前に活動内容及び次の各号に掲げる遵守事項等を説明の上、同意を得るものとする。
 - (1) 日本国憲法を尊重し、擁護するとともに、所属長の指示に従うこと。
 - (2) 政治活動その他政治的な活動や宗教教育その他の宗教活動は行えないこと。
 - (3) 公立学校の教育活動にふさわしくない活動は行えないこと。
 - (4) 知り得た秘密を漏らしてはならないこと。
- 4 派遣を希望する市町村教育委員会は、スチューデントサポーター実施計画書（様式Ⅱ-1）を県教育委員会に提出する。

第4 活用の制限等

次のいずれかに該当すると認められる場合は、スチューデントサポーターの活用を行うことができない。

- (1) 法令、規則及びこの要綱等の規定に違反するおそれがある場合
- (2) その他スチューデントサポーターを活用することが不相当と認められる場合

第5 活用報告

県教育委員会は、必要があると認められるときは、市町村教育委員会に対し、スチューデントサポーターの活用状況等について報告を求めることができる。

第6 傷害保険の適用

スチューデントサポーター対象者を被保険者とする傷害保険料に係る経費については、県教育委員会が予算の範囲内において負担する。

第7 その他

- 1 この要綱に係る事務は、埼玉県教育局県立学校部生徒指導課が掌理する。
- 2 この要綱に定めるもののほか、スチューデントサポーターの設置について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要項は、令和4年4月1日から施行する。